



GRIPS 文化政策ケース・シリーズ

ミュージア川崎シンフォニーホール¹

はじめに

JR 川崎駅西口の再開発事業のひとつとして建てられた「ミュージア川崎シンフォニーホール」は、「音楽のまち・かわさき」をこれからの市のテーマとし、その中核施設として市制 80 周年記念日の 2004 年 7 月 1 日に開館した。

駅前という立地条件のよさと、これまで川崎市にはなかったクラシック専用の音楽ホールという特性をいかし、市内外からの観客を期待し、自主事業の核として、東京交響楽団とフランチャイズ契約をかわした。より多くの市民に良質のクラシックを鑑賞してもらおうと同時に、ホールの中だけでなく学校や施設へ出て行って、市民に気軽に音楽を楽しんでもらおうという試みもある。事業運営に関しても、ホールアドバイザー制を導入し、よりユニークな企画を作り出していこうとしている。

2006 年には西口全体の再開発が終了の見込みで更なる賑わいが期待され、川崎はいままさに変わらんとしている。世界に通用する政令指定都市としてこれから新しいイメージづくりをしていこうとする市の姿を追った。

1. 公立文化会館の歴史と現状

現在、都道府県や市町村等の地方自治体が設置する公立文化会館は全国に 2,177 館ある²。民間ホールも含め、実際に舞台機構を備え文化的行事を行うことができる施設を含めると、その数はおよそ 3,000 館にもなると言われている³。

文化会館の前身は公会堂にあり、第 2 次大戦後は、ホール化が進み、名称も文化会館へと変化した。実際、文化会館が盛んに建設されたのは 1960 年代に入ってからである。当時は地方において文化施設はほとんどなく、大都市と地方の文化格差はきわめて大きかった。そのため、この時期に求められたものは「芸術文化の鑑賞の機会であり文化活動に対応できる舞台施設」であった。結果として、この時期に建設された文化会館は多目的な性格をもつもの

¹ GRIPS 文化政策プログラムチーム（ディレクター：教授 垣内恵美子、チームメンバー：東京芸術大学大学院音楽研究科 岡伊陽子、小島里枝子、横山亮子、朝倉由希）2005 年 6 月作成。

² 2004 年現在、社団法人全国公立文化施設教会調べ。なお、ここで言う文化会館とは、音楽、演劇、舞踊、映画など文化行事のための設備を有する施設を言う。

³ 社団法人日本芸能実演家団体協議会「芸能白書 1999」

になった。

しかし、文化会館が全国に行き渡るようになると多目的な文化会館がどのタイプの公演にも十分に対応できないという面が批判されるようになり、1980年前後から文化会館は、多目的性を脱し「専門ホール」として建設されるようになった。1961年に設置された東京文化会館、1964年に設置された武蔵野公会堂などがこれに当たる。さらに90年代以降も、財源が豊富に提供されたこともあり、多くの自治体において建設が進められることになった。

地方自治体が支出した文化行政経費の推移を見ると、時代が下るにつれ徐々に支出額は伸び、1993年度にそのピークを迎えている。これは、投資的経費支出が最大となっているためであり、このことから、1993年度ごろに文化会館の建設が最盛期を迎えていたことが推察できる。

文化会館はその呼称だけでなく、施設の内容においてもさまざまであるが、根拠は文化会館の特質と範囲として、次の4点を挙げている⁴。

- ① 地方公共団体によって設置された公共の施設であること
- ② 音楽堂、劇場、展示場等の機能を備えた施設であること
- ③ 地域住民に対し、音楽、演劇、美術等の鑑賞の機会を提供するものであること
- ④ 地域住民に対し、文化活動の発表の場を提供するものであること

近年我が国では、プロオーケストラが特定の音楽ホールと提携し、当該施設を拠点として活動する動きが見られる。提携の内容・形態はケースにより様々であるが、オーケストラにとって、拠点となるホールを持つことは、音楽面でのレベル向上のために有意義であるとされる。またオーケストラが、拠点ホールの地域に密着した活動を展開する動きも盛んに見られ、地域音楽文化振興に重要な役割を果たしている。(表1参照)

<表1 ホールとオーケストラのフランチャイズの代表的事例>

団体名	ホール	内容・形態
新日本フィルハーモニー交響楽団	すみだトリフォニーホール	1988年墨田区と新日本フィルは覚書を交わした。民間プロオーケストラと公共ホールの本格的なフランチャイズ提携の初めての例(1997年開館)
東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団	ティアラこうとう	1994年から江東区と提携を結び、ティアラこうとうを主な拠点として地域に根ざした活動を行う。
京都市交響楽団	京都コンサートホール	市直営の京都市交響楽団の本拠地としてホールが建設された(1995年開館)。

⁴ 根木昭ほか(1997)「文化会館通論」晃洋書房

水戸室内管弦楽団	水戸芸術館コンサートホールA TM	1990 年開館した水戸芸術館の専属の楽団として水戸室内管弦楽団が設立された。
札幌交響楽団	札幌コンサートホール「キタラ」	道および市が主体となっている札幌交響楽団の本拠地としてホールが建設された（1997 年開館）。
オーケストラ・アンサンブル金沢	石川県立音楽堂	石川県と金沢市により 1988 年設立された室内オーケストラの本拠地としてホールが建設された（2001 年開館）。

川崎市と東京交響楽団は 2003 年 11 月にフランチャイズ提携を交わした。

また、公立文化会館の昨今の大きなトピックとして「指定管理者制度」の導入⁵がある。文化会館を含む「公の施設」は、従来、直営でない場合、地方自治体が出資する法人、公共団体および公共的団体に限り管理委託ができた。しかし、管理委託制度が今回の改正により、自治体の指定を受けた「指定管理者」に管理を代行させることが可能となり、民間の株式会社等にも指定管理者としての可能性がでてきた。従来から管理委託を行っている公の施設に関しては、2006 年 9 月までに条例を改正し、指定管理者の指定を行うこととされている。

すでにいくつかの自治体では指定管理者制度の導入検討が始まっており、実際に 2004 年 5 月、横浜市磯子区民文化センターでは指定管理者制度を導入、一般公募により指定管理者が決定している。また、地方自治法改正後に開館したミューザ川崎シンフォニーホールは、既に指定管理者制度が導入されており、(財)川崎市文化財団が指定管理者となっている。

2. ミューザ川崎シンフォニーホール設立までの経緯

1) 川崎市の歴史

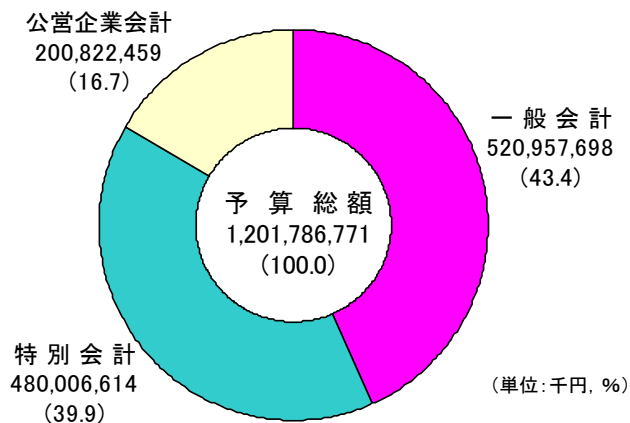
川崎市の歴史は、江戸時代にさかのぼる。東海道の宿駅として川崎宿がたてられたのが元和 9 年（1623 年）。今の小川町付近から六郷橋までにあたる、小土呂、砂子、新宿、久根崎の 4 町で構成されていた。厄除で知られる川崎大師が有名であり、霊山には江戸からの参拝者がたえず、川崎宿から大師道までは賑わっていたという。天正 7 年（1579 年）から塩作りが始まり、19 世紀に入って川崎宿が衰退してくまで、川崎沿岸では製塩業が盛んだった。その後梨や桃の果物の産地として知られていた。そして明治 39 年（1906 年）南河原（現在の幸区）に横浜精糖（後の明治製糖）ができたのを最初に東京電気（現在の東芝）、日米蓄音機

⁵ 指定管理者制度に関わる条文は次の通りである。（公の施設の設置、管理及び廃止）第 244 条の 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認められるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。（以下略）

製造（現在の日本コロムビア）、富士瓦斯紡績工場、鈴木商店（現在の味の素）などの各工場が次々に建てられた。大正 2 年（1913 年）沿岸部においては浅野総一郎らによって川崎・鶴見地区の埋め立て事業がすすめられ（約 530 万平方メートル）、大正 3 年（1914 年）に日本鋼管川崎製鉄所がつくられたことで京浜工業地帯が形成され、急速に工業都市化した。しかしこのような工業都市化が原因で、海水汚染や塩素ガスによる公害問題が著しくなり、川崎南部で盛んだった果樹栽培は次第に稲田方面に移っていった。

また明治 5 年（1872 年）に品川～横浜間の鉄道開通に伴い川崎停車場（川崎駅）が開設され、明治 32 年（1899 年）には六郷橋～川崎大師間に大師電気鉄道（現在の京浜急行電鉄）が運行を開始した。明治 22 年（1890 年）には、川崎町が誕生し、明治 40 年（1907 年）に川崎の人口は 6,300 人となった。そのような流れを経て、大正 13 年（1924 年）川崎市が誕生する。大企業の進出とともに人口が急激に増加し、大正 13 年当時人口は 5 万人以上であった。昭和 2 年（1927 年）には市域を縦断する南部鉄道（現在の南武線）が登戸～川崎間に開通した⁶。

現在川崎市は 7 つの区、川崎区・幸区・中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区から成り立っており、全体で人口は約 130 万人、2001 年から阿部孝夫市長が就任している。ミューザ川崎シンフォニーホール（以下ミューザ）の位置する幸区はそのうち約 15 万人を占める地域となっている。今や市は日本の経済の一つの重要な根拠地になっており、港は外国貿易の拠点としても、関東地方への各種の物資の供給の場としても重要である。第 1 次産業（農業、漁業など）から第 2 次産業（工業、加工業など）、そして近年は第 2 次産業にかわり第 3 次産業（サービスなど）が発展してきている⁷。現在の財政状況は以下の通り（図 1 から図 3）であり、2004 年度の予算額は総額約 1 兆 2,018 億円となっている。うち一般会計は 5,210 億円である。



⁶ 「川崎市のなりたち」 福嶋鐵工所 <http://www.fukutetsu.co.jp/kawasaki/ayumi/ayumi.htm>

⁷ 「川崎の歴史」 <http://www.tabibito.de/tokyowan.html#e> 「川崎市の臨海計画 — 持続可能な町づくり？」

図 1～3 : http://www.city.kawasaki.jp/23/23syomu/home/ara1606/0001_002.htm

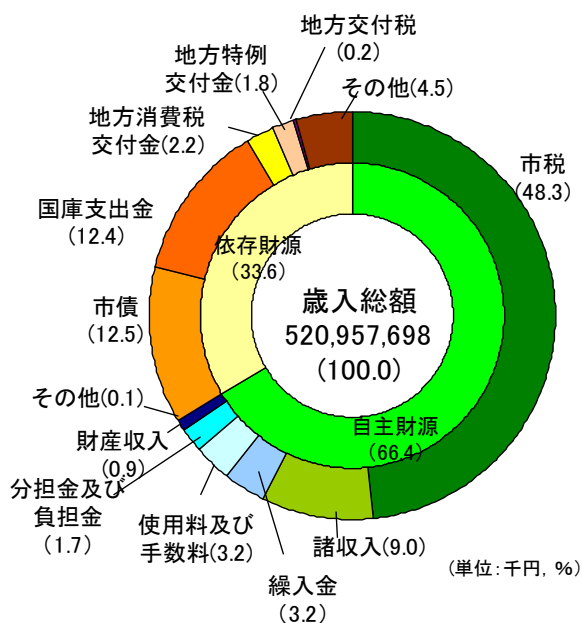


図2 2004年度一般会計予算【歳入】

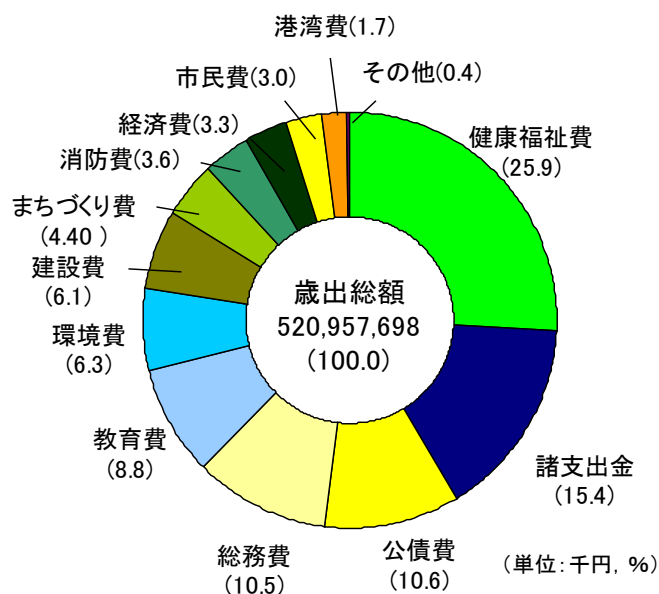


図3 2004年度一般会計予算【歳出】

2) 川崎駅西口再開発の経緯

ホール建設は JR 川崎駅西口地区の再開発から始まる。1979 年度に川崎駅周辺都市整備基本構想調査(旧建設省補助)が行われ、1984 年、川崎駅周辺は首都機能の一部を担う「業務核都市」として都市再開発方針 2 号地区(約 78ha)に指定された。しかし川崎駅西口地区は、東口地区に比べ住宅・商業・工業系の施設が混在する地域となっていたため、都市基盤整備は遅れていた。さら 1988 年、川崎市は大気汚染公害に係る指定地域から解除されたが「公害都市川崎」の名前はすぐには払拭されなかった。

その後 1989 年、関係権利者による「川崎駅西口駅前共同ビル建設準備組合」が発足、川崎市と神奈川県が住宅・都市整備公団(現・都市基盤整備公団)へ特定再開発の要請を行った。その際、公益施設をつくるという条件があったため、どのような施設をつくるか検討を行うこととなった。このときの整備方針として、

- ① 新しい都市環境の創造
- ② アメニティ豊かなオフィス空間の創造
- ③ 情報・文化・交流拠点の創造

があり、1993 年にホール機能の導入が検討された。公益施設にホールが選択された経緯については次章で述べる。2000 年には施行規定、及び事業計画が第一種市街地再開発事業として認可され、2001 年に権利変換計画が認可され工事着工となる。ところが同年阿部市長が就任し、行財政改革にあたってすべての施策・事業を見直すことになり、2002 年 9 月に「行財政改革プラン」を発表した。しかしホール建設事業については、2001 年の市長就任前にホールを含む複合施設等市街地建築物の工事着工まで進んでいたため延期や見直しはできない状況

にあり、建設せざるを得なかった。こうして行財政改革の進む中、川崎市のあらゆる資源を投入し市民に十分に還元していくことを前提に 2003 年 12 月川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業は竣工した。事業全体の総費用は 724 億 5,800 万円、県・市、施行主である都市基盤整備公団（現：都市再生機構）が各 1/3 負担、国から、県・市の負担金の 1/6 ずつ補助がなされている。西口全体の再開発は 2006 年に完成予定である⁸。

3) ホール建設の経緯

ホールが川崎駅西口に導入されることになった理由として、大きく 2 つ挙げられる。ひとつは、川崎駅近くにある 1967 年に完成の教育文化会館の継承施設として、もうひとつは参考としていた再開発地区、アークヒルズ（サントリーホール）・錦糸町駅前（すみだトリフォニーホール）・福岡天神地区（福岡シンフォニーホール）・みなとみらい（横浜みなとみらいホール）の事例がそれぞれ音楽専用の大ホール（1,500～2,000 席）を導入しており「発信性のある文化機能を併設している」と判断したからである。川崎市近隣の地域には横浜みなとみらいホールや大田区民文化センター「アプリコ」など 2,000 席規模のホールが存在する。これらの施設との競合を避け、市内外から多くの人に川崎に足を運んでもらうことを念頭において、さまざまな再開発地域・ホールを参考にしたうえで独自のホール運営を行うこととしたものである。

ホール機能の対象としては、

- ① 多くの市民が楽しみ・交歓できること
- ② 国際性すなわち国境のない文化であること
- ③ 都市に賑わいをつくり出し、まちに躍動感を与える文化であること
- ④ 文化・芸術としての国際的なマーケットが成熟しており、また潜在的なマーケットが大きいこと

などの要件を満たすものとされていた。

そこでホール機能の対象を「音楽」に的を絞ることとし、1993 年ホールの建設が決定された。1998 年度から 2 年間にわたり、「川崎駅西口市民文化施設（文化ホール）管理運営計画調査専門委員会」（以下専門委員会）においてホールの内容について検討、調査が行われた。市民アンケートなどパブリック・コメントは取り入れていないが、専門家や文化団体からのアドバイス・要望を取り入れた。専門委員会においてヒアリングを行った対象は資料 1 参照されたい。

川崎駅近くには築 40 年になる多目的ホール、教育文化会館（2,000 席）が、また 7 区にはそれぞれ 1,000 席程度の多目的ホールがあったこともあり、文化団体は目的性のあるホールを要求した。そこで従来の多目的ホールが「市民の発表の場」であったことに対して、「文化芸術を鑑賞する場」としてのホールをつくることになった。

従来の教育文化会館は駅から多少離れていたが、駅直結施設としてホールや商業施設をつ

⁸ 『新産業政策研究かわさき第 2 号』“川崎には、音楽がよく似合う”財団法人川崎市文化財団片井博美

くれば西口を訪れる人が増え駅前が活発化することも期待した。また、音楽は「誰もが楽しめる文化・芸術分野であること、市場が大きいこと」が特徴だが、2,000席レベルでは歌謡曲や演歌などポピュラー音楽での採算性は難しく、クラシック音楽をメインにすることになった。ただし他のジャンルの音楽（ジャズ、アコースティックの歌謡コンサートなど）も、クラシック音楽になじむ範囲で取り入れ集客の幅を広げることも考えている。さらに川崎市はベッドタウンとして、アーティストが多く居住する地域でもあり、地元ゆかりのアーティストにも参加してもらうことで双方のメリットになると考えた。

ホール建設地の立地条件により、シューボックス型では2,000席の確保が難しく、ワインヤード型を取り入れることとなった。客席は躍動感を与えるようスパイラル状に舞台を取り囲み、低めのステージとともに客席と舞台の一体化をねらったつくりとなった。その後も検討を重ね1998年「都心立地の優位性を活かし、世界的なオーケストラ演奏に対応できるコンサートホールで、他の音楽ジャンルの公演等も可能な機能を持つ」「ワインヤード型ホール」の建設が承認された。2001年工事が着工、2003年には竣工、施設引渡しとなった。その間指定管理者制度が導入されたため、2003年10月に公募を行ったが応募者はなく、ホールの運営を担う予定だった川崎市文化財団が同年11月にそのまま指定管理者となった。同財団のスタッフは現在22名で、うち市からの派遣が5名、常勤職員が8名、非常勤職員が9名となっている。

総事業費は約220億円（うちパイプオルガンが約2億7千万円）、年間の維持費は現在のところ約18億円とされている。川崎市は2003年ホール取得費にあてるための個人向けミニ公募債「川崎シンフォニーホール債」を20億円発行し即日完売となった。これは都市銀行の5年物定期預金にくらべて利率が約7倍もあったことや、コンサートチケットの特典などが人気を呼んだ要因とされる。

このような経緯を経て、平成16年7月、ミューザ川崎シンフォニーホールがオープンした。オフィス、商業施設を含むミューザ川崎ビルの線路側に位置するのがホール部分であり、川崎駅西口からペDESTリアンデッキで直結している。商業施設部分には飲食店街の他、以前の地権者がテナントして入っている⁹。

4) 「音楽のまち・かわさき」

行財政プランを掲げる現市長が就任した2001年には既に再開発事業着工まで進んでいたホール建設は、川崎市制80周年をむかえ、日本の著名な音楽家（小沢征爾、坂本九など）を輩出した川崎において音楽をメインとしたまちづくりをめざすことですすめられた。

これは、市長も推進する公害の従来のネガティブなイメージの転換路線上に「音楽のまち・かわさき」というテーマが符合した。すなわち、「公害で苦しんできた市民だからこそ精神的

⁹ 『川崎駅西口市民文化施設（文化ホール）管理運営計画調査報告書』平成11年3月、平成12年3月
『コンサートホールは今』夕刊読売新聞2004年9月15日、『問われる音楽のまち』神奈川新聞2004年8月11日、『ミニ公募債』日経、読売、産経、毎日、東京、朝日新聞2003年11月13日
『新産業政策研究かわさき第2号』“川崎には、音楽がよく似合う”財団法人川崎市文化財団片井博美

な潤いや癒しを求める欲求は強いのであり、それにこたえる自治体のひとつの戦略として音楽を市民が享受できるようにする」というものである。また「音楽のまち」という「公害」とはまったく異なるイメージをもつテーマをつけたことが、今まで引きずっていたイメージから転換させるのに効果があったという¹⁰。

市の動きと連動して、市民団体「音楽のまち・かわさき」推進協議会も発足し、「音楽を中心とした多様な市民の多彩な文化、芸術活動の創造を通じた、活力とうるおいのある地域社会づくり」をめざすこととなった（協議会役員は資料2参照）。

3. ミッションと事業内容

1) ミッション

ホールの名称「MUZA」は、「Music」と人が集まる場所を意味する「座」を合わせた造語とされている¹¹。この名称にこめられた意味合いが示すとおり、ミュージア川崎シンフォニーホールは、専門的な音楽ホールとして優れた音楽を創造・発信する役割と、人が集うことによる街の活性化の役割が期待されている。

本格的なクラシックコンサートに堪えうるすばらしい音響を備えたホールであることは、市外・県外の広域な音楽ファン層へのアピールとなる。一方で、ホールの設備は様々な種類の催し物に幅広く対応できるものになっており、市民全般の多様な層に対応した事業を実施することも可能になっている。

「音楽のまち・かわさき」のシンボルとして、活発な音楽活動が展開され川崎市内外問わず多くの人に親しまれるような場となり、ひいては川崎市の魅力アップ、イメージアップが実現されることが、ホールに求められる使命である。

2) ホールアドバイザー制

ミュージア川崎シンフォニーホールでは、ホールの企画・事業の助言・指導役となるホールアドバイザーを置く。メンバーはチーフアドバイザー1名、アドバイザー4名の計5名のアーティストで構成されている。

ホールアドバイザー制の概要は以下の通りである。

(1) メンバー

[チーフアドバイザー]

秋山 和慶 氏（東京交響楽団音楽監督・常任指揮者）

[アドバイザー]

¹⁰ 『新産業政策研究かわさき第2号』“川崎には、音楽がよく似合う” 財団法人川崎市文化財団 片井博美

¹¹ 川崎ミュージアウェブサイトトップページ (<http://www.kawasaki-sym-hall.jp/>) より。

小川 典子 氏 (ピアニスト)
小椋 佳 氏 (作詞・作曲家)
佐山 雅弘 氏 (ジャズピアニスト)
松井 直美 氏 (オルガニスト)

(2) アドバイザーの役割

クラシック音楽の分野を基本に、ホールコンセプトに合った幅広い音楽ジャンルに対し、ホールスタッフの企画する事業案等の効果的な展開を図るため、これまでの経験・知識・実績等をもとに、ホールの国際的な評価と幅広い音楽情報の創造・発信に向けたアドバイスをを行い、指導役となる。また、ホールを活用した演奏・教育活動等についても併せてアドバイスを行う。

(3) アドバイザーの職務

- ① 年数回程度、運営スタッフに対して助言・指導を行うとともに、年に1回程度の全体アドバイザー会議に参加する。
- ② ホールの国内・外の評価を高めるため、機会あるごとにホールの広報・宣伝に努める。
- ③ ホールを核として、「音楽のまち・かわさき」を世界に発信するとともに、「かわさき」のシティ・セールスに努める。
- ④ 自らプロデュースした公演の実施に向け、年に1回程度の企画を行う。

3) フランチャイズ制度

川崎市と(財)東京交響楽団は、2002年11月25日フランチャイズ制に関する覚書を交わし、川崎市の音楽文化の発展・向上に向けて将来にわたり相互に協力し合うことを合意した。(資料6参照)

日常的な練習と公演を一貫して行うことで、オーケストラの芸術面での質の向上を実現するものとして、近年フランチャイズ提携の動きは盛んになりつつあるが、川崎市は調査段階で、フランチャイズ制の意義として以下の点を指摘している。

- ① 市民の文化活動とフランチャイズオーケストラの持つ演奏技術や人的資源等を結びつけ、様々な鑑賞、交流機会を提供する
- ② フランチャイズオーケストラの持つ集客力及び練習使用による稼働率の向上等によりホール運営の安定化を図る
- ③ フランチャイズオーケストラの創り出す芸術的成果を川崎のイメージアップにつなげ、市民・ホールの誇りとしていく
- ④ フランチャイズオーケストラとの共同企画・共催事業により運営費のスリム化を図る
＜川崎市西口市民文化施設管理運営実施計画調査報告書（2002年3月）より＞

フランチャイズ契約によって東京交響楽団はホール内に団員控え室・楽器庫などの専用ス

ペースを確保し、ホールを割引料金で利用できる。またホール所在地のビル内オフィス棟に楽団事務所を設け、楽団運営の一部機能を移転している。

実際の事業内容については、「4)事業内容」で触れる。

4) 事業内容

ミュージア川崎シンフォニーホールでは、多様なニーズに応える幅広い事業を実施しているが、以下では大きく自主事業、共催事業、貸館事業、フランチャイズ事業に分類し、その概要を説明する。(公演内容は資料7参照)

(1) 自主事業

ホールが主催者として企画・運営する音楽事業で、クラシックやジャズ等の多彩な音楽鑑賞事業を企画・実施している。事業の性質・方向性に関してはホールアドバイザーの助言・指導が与えられる。各ホールアドバイザーが企画する「アドバイザー企画公演」もそれぞれのアドバイザーにつき年間1回程度開催することとなっており、個性が活かされた多彩なプログラムの実現が期待されている。

また、ランチタイムコンサートも10月より毎月第2水曜に実施している。パイプオルガンをはじめ、ストリングス・アンサンブル、コーラス等々、上質な音楽を1回500円という低廉な価格で提供するコンサートである。

(2) 共催事業

共催者と組んで企画・運営する事業で、チケット販売等の運営に関してはミュージア川崎シンフォニーホールの仕組みを使う。

様々な主催者との共催により、多様な公演内容が可能になり、ホール事業の内容に幅が生まれている。

(3) フランチャイズ事業

フランチャイズオーケストラである東京交響楽団は、年間6回程度、主催公演を行うこととなっている。東京交響楽団主催公演では、本拠地ホールで質の高い公演を提供することを目指す。また、ホール・東京交響楽団共催で年間10回程度、名曲コンサート・ファミリーコンサートを実施する。これは川崎市のクラシックになじみのない市民にも親しんでもらえる公演内容を目指すものである。

また、ホール周辺での活動も展開する。川崎市内の福祉施設・学校等への巡回公演は、オーケストラとして年2回程度、小編成のアンサンブルとして年15回程度が計画されている。教育事業としては、教育委員会と連携して、小学校5年生を対象としてオーケストラ鑑賞の機会を提供している。

(4) 貸し館事業

貸し館に関しては、音楽事業という条件以外は、特に制約を設けてはいない。優れた音響

設備をもつホールとして、国内外のプロオーケストラ等の公演に利用されるほか、学生オーケストラや市民の音楽団体等の公演にも利用されている。

貸し館事業全体に関して、開館以来 2004 年 11 月末までの入場者数は約 9 万人、稼働率はホールメンテナンス日を除いた集計で 91%である。

5) 友の会

ミュージア川崎シンフォニーホールでは、「ミュージア川崎シンフォニーホール・友の会」を設けている。会費・特典等の概要は以下の通りである。

(1) 会費

入会金無料／年会費 : 3,000 円／会員期間 : 1 年間

(2) 特典

① チケット購入に関して

ホール主催公演を一般発売に先駆けて優先的に予約でき、原則 10%割引で購入できる。友の会事務局のチケット予約、購入サービスがチケット送料無料で受けられる。

② コンサートカレンダーやアーティストインタビューなどが掲載されている情報誌が無料で提供される。

③ ホールのドリンクコーナーで利用できるドリンク券がプレゼントされる。

④ フランチャイズオーケストラ「東京交響楽団」主催のコンサートチケットを、THE TOKYO SYMPHONY チケットセンターにて 5%OFF で購入できる。(一部例外あり)

⑤ 提携している周辺の施設や店舗で各種割引サービスが受けられる。

2004 年 12 月現在の会員数は、約 7,300 人である。

6) 市民サービス

ミュージア川崎シンフォニーホールは、市民にとって利用しやすいホールとなるための施策をいくつか実施している。

(1) ホール利用料金の減額

川崎市民がホールを利用する場合、通常の 2 割減額した料金で利用できる。

(2) バス送迎サービス

川崎市は 8 月から、人口の多い市北部の住民がホールを利用しやすくするため、川崎駅西口と新百合ヶ丘駅を結ぶ夜行快速バス「快速ミュージア」の運行をはじめた。料金は大人 400 円、子供 200 円。集客の見込める公演日に、終演時間に合わせて運行している。

(3) 音楽工房

市民の文化活動に広く利用可能な施設として、音楽工房を設置・運営している。

4. 課題と今後の展望

①開館してからまだ半年のホールとしての課題はまず周知である。

川崎信用金庫が実施した「音楽のまち・かわさき」アンケートでは、84%の人が「行きたい」と回答している¹²。

「一度来ていただいたお客様にはとても評判がよいので、ぜひ一度足を運んでホールの響きを実感してほしい」と松本氏は語る。

②立地条件が良いということを知ってもらう。

「JR 東京駅から東海道線で 20 分弱という立地条件のよさを首都圏の人に知ってもらいたい。」と松本氏は言う。

2006 年秋には JR 川崎駅西口の再開発が完成し、さらに相乗効果が期待されている。現段階では、友の会の会員も川崎市よりも隣接の大田区、鶴見区からのほうが多い。川崎市民にももっと積極的にミューザに関わってもらうことが今後の課題である。

③サマー・ミューザの開催

2005 年夏には、「(仮称)フェスタ“サマー・ミューザ 2005”」と称して、在京オーケストラに出演してもらう音楽祭を企画している。シンフォニーを中心とする演奏会や、多様な関連プログラムを展開しようというもので、従来からのクラシックファンのみならず、新しいクラシックファンを掘り起こすのが狙いである。今までのオーケストラ等のコンサートではない何かを創り出すことを目標とし、毎年のシリーズとしてミューザ川崎シンフォニーホールからクラシック音楽の幅広い楽しみを日本・世界に発信するため実施する。

2006 年以降は趣旨に賛同する市内外アマチュアオケや市内外音大オケに対しても、期間中に限定して、ホールの申し込みを優遇し、関連イベントとしてアマチュア団体の公演活動等の場を提供していこうと考えている。阿部市長は、「将来的には国際音楽祭に発展させたい¹³」と意気込んでいる。

¹² 神奈川新聞「シンフォニーホール好感度」、2004 年 12 月 7 日

¹³ 2004 年 9 月 3 日記者発表資料より

参考資料一覧

資料1 川崎駅西口市民文化施設管理運営計画調査専門委員会によるヒアリング対象一覧

資料2 市民団体「音楽のまち・かわさき」推進協議会役員一覧

資料3 川崎シンフォニーホール条例

(http://www.city.kawasaki.jp/16/16housei/home/reiki/reiki_honbun/ac40012231.html)

資料4 川崎シンフォニーホール条例施行規則

(http://www.city.kawasaki.jp/16/16housei/home/reiki/reiki_honbun/ac40012251.html)

資料5 市長記者会見『川崎シンフォニーホール債の発行について』

(<http://www.city.kawasaki.jp/25/25koho/home/kisya/back.htm>)

資料6 フランチャイズ契約覚書

資料 1

川崎駅西口市民文化施設管理運営計画調査専門委員会によるヒアリング対象一覧

- | | | | |
|----|------|--------|--------------------------------------|
| 1. | 委員長 | 小谷 喬之助 | 日本大学名誉教授、劇場計画 |
| | | 下八川 共祐 | 学校法人東成学園（昭和音楽大学）理事長、
日本オペラ振興会常任理事 |
| | | 福島 顕一 | 財団法人読売日本交響楽団制作事業担当部長 |
| | | 蛭間 和彦 | 川崎信用金庫常勤理事・情報調査部長 |
| | 副委員長 | 森山 定雄 | 財団法人川崎市文化財団常務理事 |
| | | 由里 正雄 | サントリーホール初代総支配人 |

2. ヒアリングを行った市民音楽関係団体、専門家及びホール一覧

川崎市合唱連盟

川崎市民交響楽団

芸術村あすなろ

佐藤征一郎（川崎市民オペラ代表、洗足学園大学教授）

東芝フィルハーモニー管弦楽団

すみだトリフォニーホール

3. 調査委託

株式会社 ACT 環境計画

*その他アドバイスを空間創造研究所から得ている。

資料 2

市民団体「音楽のまち・かわさき」推進協議会役員一覧

会 長	株式会社 東芝 取締役会長	西室 泰三
副会長	洗足学園音楽大学 理事長	前田 壽一
〃	昭和音楽大学 理事長	下八川 共祐
〃	財団法人 ヤマハ音楽振興会 ヤマハ音楽院 副院長	隅 憲治
〃	川崎市合唱連盟 代表 高野 映子	
会 計	J A セレサ川崎 代表理事組合長	小泉 一郎
理 事	株式会社 チッタエンタテイメント 代表取締役社長	ボルチェリ 孝子
〃	財団法人 東京交響楽団 楽団長	金山 茂人
〃	川崎市アマチュアオーケストラ連盟 代表	田中 徹男
〃	神奈川県職場・一般吹奏楽連盟 理事長	小長井 大資
〃	川崎吹奏楽団 団長	鶴田 孝
〃	高津 J A Z Z 協会 会長	赤津 武雄
〃	株式会社 京浜楽器 代表取締役社長	原 信一
〃	川崎市総合文化団体連絡会 理事長	酒井 靖恵
〃	市民文化パートナーシップかわさき 委員長	鈴木 清次
〃	川崎労働者福祉協議会 会長	野村 芳広
〃	財団法人 かわさき市民活動センター 理事長	中島 忠三
〃	財団法人 川崎市文化財団 常務理事	大木 稔
〃	財団法人 川崎市産業振興財団 理事長	井上 裕幸
〃	かわさき市民放送 株式会社 代表取締役社長	関 正
〃	神奈川新聞 常務取締役	千葉 信行
〃	t v k 常務取締役	馬場 洋一
〃	川崎市 副市長	東山 芳孝
監 事	川崎信用金庫 相談役	寺尾 嘉剛
〃	かわさきイノベーション連絡協議会 副会長	山田 長満
顧 問	川崎市長	阿部 孝夫
〃	川崎市商工会議所 会頭	佐藤 朋佑
〃	神奈川新聞社 代表取締役社長	稲村 隆二
〃	t v k 代表取締役社長	牧内 良平

資料 2

同協議会では以下の事を基本方針として活動を進めている。

(1) 基盤づくり

市内に点在する、独自の活動を展開している、質の高い音楽人材・団体・施設の連携を進めることで「音楽のまちづくり」の基盤を形成、整備します。

(2) 産業振興

音楽活動を行いやすい環境を整備し、各種の音楽関連産業の振興を進め、市内経済の活性化に貢献します。

(3) 裾野拡大

基盤づくり、産業振興を通じて音楽に関わる人の裾野拡大を進めます。

(4) 戦略的情報発信

市内を中心に身近な音楽関連情報を発信するとともに、首都圏に向けて「音楽のまち・かわさき」を幅広くアピールします。

資料 3

川崎シンフォニーホール条例

平成 15 年 10 月 3 日
条例第 39 号

(目的及び設置)

第 1 条 音楽の鑑賞の機会の提供、音楽活動の振興等を図り、もって市民文化の発展に寄与するため、川崎シンフォニーホール(以下「ホール」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 ホールの位置は、川崎市幸区大宮町 1,310 番地とする。

(事業)

第 3 条 ホールは、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽の鑑賞会を開催すること。
- (2) 音楽の鑑賞、音楽活動等のための施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用に供すること。
- (3) 音楽活動の支援を行うこと。
- (4) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(利用時間及び休館日)

第 4 条 ホールの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、第 17 条第 1 項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前 9 時から午後 1 0 時まで
休館日	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(利用許可)

第 5 条 ホールの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第 6 条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第 7 条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第 8 条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用許可の制限)

第 9 条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設等の利用を不相当であると認めるときは、第 5 条の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第 10 条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 5 条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的に反したとき。
- (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(施設等の変更禁止)

第 11 条 利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 12 条 利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。

2 利用者は、施設等を第三者に貸与してはならない。

(原状回復)

第 13 条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第 5 条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第 14 条 市及び指定管理者は、第 10 条第 5 号に該当する場合を除き、第 5 条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって利用者が生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第 15 条 施設等に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(入館の制限)

第 16 条 指定管理者は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、入館を断り、又は退館させることができる。

(指定管理者の指定)

第 17 条 市長は、ホールの管理を行わせるため、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものを指定する。

- (1) ホールの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、ホールの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったホールの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、ホールの管理を行おうとするもの市長に対する申請により行う。

3 前項の規定による申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第 1 項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 18 条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、ホールの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 19 条 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他のホールの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第 17 条の規定は、公布の日から施行する。

(平成 15 年 12 月 12 日規則第 123 号で平成 16 年 5 月 20 日から施行。ただし、第 5 条から第 10 条まで、第 11 条(指定管理者が特別の理由があると認めるとに関する部分に限る。)、第 12 条第 1 項、第 14 条、第 18 条、第 19 条及び別表の規定は、平成 15 年 12 月 13 日から施行)

資料 3
別表(第 6 条関係)

施設利用料

種 別	金 額			
	午前	午後	夜間	全日
音楽ホール	258,000 円	403,000 円	571,000 円	1,120,000 円
楽屋	1,800 円	2,800 円	4,000 円	7,800 円
応接室	900 円	1,500 円	2,100 円	4,100 円
市民交流室	7,300 円	11,400 円	16,200 円	31,700 円
会議室	1,900 円	2,200 円	2,900 円	7,000 円
研修室	1,900 円	2,200 円	2,900 円	7,000 円
練習室	2,500 円	2,900 円	3,800 円	9,200 円
企画展示室	利用は一週間単位とし、1 日につき 19,200 円			

備考

- 1 午前とは午前 9 時から正午まで、午後とは午後 1 時から午後 4 時 30 分まで、夜間とは午後 5 時 30 分から午後 10 時まで、全日とは午前 9 時から午後 10 時までをいう。
- 2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に利用するときは、規定利用料の 2 割増相当額とする。
- 3 音楽ホールを練習、準備等で利用する場合は、規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の 4 割相当額とする。
- 4 練習、準備等で利用する場合を除き、音楽ホールにおいて座席の利用が、1,094 席以下の場合は規定利用料(第 2 項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額。以下この項において同じ。)の 8 割相当額とし、1,094 席を超え 1,566 席以下の場合は規定利用料の 9 割相当額とする。
- 5 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額(10 円未満の端数は、切り捨てる。)にその超えて利用する時間(1 時間に満たないときは、これを 1 時間とする。)を乗じて得た額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

- (1) 午前 0 時から午前 9 時まで 夜間の規定利用料(前 3 項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額。以下この項において同じ。)の 45 分の 10
- (2) 午前 9 時から正午まで 午前の規定利用料の 30 分の 10
- (3) 正午から午後 4 時 30 分まで 午後の規定利用料の 35 分の 10
- (4) 午後 4 時 30 分から午後 12 時まで 夜間の規定利用料の 45 分の 10

2 設備利用料

種 別	単 位	金 額
パイプオルガン	1 台 1 回	20,000 円
ピアノ	1 台 1 回	15,000 円
その他設備	1 台 (1 式、1 組、1 列、1 脚、1 本、1 個、1 枚、1 張、1 双、1 段、1 キロワット) 1 回	20,000 円

備考

- 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ 1 回として扱う。
- 2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、その超えて利用する時間 1 時間(1 時間に満たないときは、これを 1 時間とする。)につき、規定利用料の 3 割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。

川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/16/16housei/home/reiki/reiki_honbun/ac40012231.html)

資料 4

川崎シンフォニーホール条例施行規則

平成 15 年 10 月 3 日

規則第 106 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎シンフォニーホール条例(平成 15 年川崎市条例第 39 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請期間)

第 2 条 条例第 5 条の規定による川崎シンフォニーホール(以下「ホール」という。)の施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用許可の申請期間は、次に定めるところによる。ただし、条例第 17 条第 1 項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 音楽ホール(楽屋及び応接室を含む。第 5 条において同じ。)を市とホールを活動の本拠とする提携をした楽団が利用しようとする場合にあっては利用日の属する月の 20 月前の月の初日から利用日の 1 月前まで、その他の者が利用しようとする場合にあっては利用日の属する月の 18 月前(公演を伴わない練習、準備等で利用しようとする場合にあっては、6 月前)の月の初日から利用日の 1 月前まで申請することができる。ただし、楽屋及び応接室並びに設備については、利用日まで申請することができる。
- (2) 市民交流室又は企画展示室を利用しようとする場合にあっては、利用日の属する月の 6 月前の月の初日から利用日の 7 日前まで申請することができる。ただし、設備については、利用日まで申請することができる。
- (3) 会議室、研修室又は練習室を利用しようとする場合にあっては、利用日の属する月の 4 月前の月の初日から利用日まで申請することができる。ただし、市民交流室又は企画展示室の利用と併せて会議室、研修室又は練習室を利用しようとする場合にあっては、利用日の属する月の 6 月前の月の初日から利用日まで申請することができる。
- (4) 前 2 号の規定にかかわらず、音楽ホールの利用と併せて市民交流室又は企画展示室を利用しようとする場合にあっては利用日の属する月の 18 月前(音楽ホールを公演を伴わない練習、準備等で利用しようとする場合にあっては、6 月前)の月の初日から利用日の 7 日前まで(設備については、利用日まで)、音楽ホールの利用と併せて会議室、研修室又は練習室を利用しようとする場合にあっては利用日の属する月の 18 月前(音楽ホールを公演を伴わない練習、準備等で利用しようとする場合にあっては、6 月前)の月の初日から利用日まで申請することができる。

(利用料金の減額)

第 3 条 条例第 7 条の規定により指定管理者が利用料金を減額する場合は、次に定めるところとする。

- (1) 市とホールを活動の本拠とする提携をした楽団が音楽ホールを利用する場合 音楽ホールの利用料金の 5 割相当額(10 円未満の端数は、切り捨てる。)
- (2) 音楽ホールにおいて年間に 5 回以上の音楽鑑賞会を開催する者で、広く市民に音楽の鑑賞の機会を提供するものが音楽ホールを利用する場合(練習、準備等で利用する場合を除く。) 音楽ホールの利用料金の 2 割相当額(10 円未満の端数は、切り捨てる。)
- (3) 市内に活動の拠点があるアマチュアの楽団、合唱団等で、市の音楽活動の振興に寄与しているものが音楽ホールを利用する場合(練習、準備等で利用する場合を除く。) 音楽ホールの利用料

金の 2 割相当額(10 円未満の端数は、切り捨てる。)

(利用中止届)

第 4 条 施設等の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)がその利用を中止するときは、速やかにその旨を指定管理者に届けなければならない。

(利用料金の返還)

第 5 条 条例第 8 条ただし書の規定により指定管理者が利用料金を返還する場合は、次に定めるところとする。

- (1) 条例第 10 条第 4 号又は第 5 号の規定により指定管理者が利用許可を取り消した場合 既に支払われた額の全額
- (2) 音楽ホールの利用者が利用日の 4 月前までに利用中止を届け出た場合 既に支払われた額から利用料金の 3 割相当額(10 円未満の端数は、切り捨てる。)を差し引いた額
- (3) 市民交流室又は企画展示室の利用者が利用日の 3 月前までに利用中止を届け出た場合 既に支払われた額から利用料金の 3 割相当額(10 円未満の端数は、切り捨てる。)を差し引いた額
- (4) 会議室、研修室又は練習室の利用者が利用日の 1 月前までに利用中止を届け出た場合 既に支払われた額から利用料金の 3 割相当額(10 円未満の端数は、切り捨てる。)を差し引いた額
- (5) 音楽ホールと併せて利用する場合の市民交流室又は企画展示室の利用者が利用日の属する月の 7 月前の月の 25 日までに利用中止を届け出た場合 既に支払われた額の全額
- (6) 音楽ホール、市民交流室又は企画展示室と併せて利用する場合の会議室、研修室又は練習室の利用者が利用日の属する月の 5 月前の月の 25 日までに利用中止を届け出た場合 既に支払われた額の全額

(利用期間等の制限)

第 6 条 指定管理者は、施設等の利用の公平を図るため必要があると認めるときは、同一利用者が 1 月以内に施設等を利用する期間又は回数を制限することができる。

(模様替え等の原状回復)

第 7 条 条例第 11 条ただし書の規定による指定管理者の承認を受けた者が施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設したときは、利用後直ちに自己の負担においてこれを原状に回復し、又は撤去しなければならない。

(遵守事項)

第 8 条 利用者又は入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場させないこと。
- (2) 利用許可された以外の施設等を利用しないこと。
- (3) 壁、柱、扉等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (6) 許可を受けずに物品の販売又は飲食物等の提供をしないこと。
- (7) 寄附募集その他これに類する行為をしないこと。
- (8) 許可を受けずに備付けの備品を移動させないこと。
- (9) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (10) 大声を発すること、暴力を用いること等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (11) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示した事項

(管理上の入室)

第 9 条 利用者は、管理のために立ち入る係員の入室を拒むことができない。

資料 4

(利用後の点検)

第 10 条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、係員に報告し、その点検を受けなければならない。

(公告)

第 11 条 市長は、条例第 17 条第 1 項の規定によりホールの管理を行わせるため、法人その他の団体(以下「法人等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間(以下「指定予定期間」という。)
- (4) 条例第 17 条第 2 項の規定による申請(以下「指定申請」という。)の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定申請)

第 12 条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第 17 条第 3 項に規定する規則で定める申請書は、川崎シンフォニーホール指定管理者指定申請書(第 1 号様式)とする。

3 条例第 17 条第 3 項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度のホールの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理予定者)

第 13 条 市長は、指定申請をした法人等が 2 以上あるときは、条例第 17 条第 1 項に規定する要件(以下「指定要件」という。)を満たし、かつ、条例第 1 条に規定する目的を達成する上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者(以下「指定管理予定者」という。)とする。

2 市長は、指定申請をした法人等が 1 である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第 1 項に規定する市長が定める期間内に指定申請をした法人等がないとき又は前 2 項の規定による指定管理予定者がいないときは、再度、第 11 条の規定による公告を行う。

(通知)

第 14 条 市長は、条例第 17 条第 1 項の規定による指定をしたときは、指定された法人等に対し、川崎シンフォニーホール指定管理者指定書(第 2 号様式)により通知する。

2 市長は、条例第 17 条第 1 項の規定による指定をしなかったときは、指定されなかった法人等に対し、川崎シンフォニーホール指定管理者不指定通知書(第 3 号様式)により通知する。

(協定)

第 15 条 指定管理者は、市長とホールの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 条例第 5 条、第 9 条及び第 10 条の規定による利用許可に関する事項
- (3) 条例第 6 条から第 8 条までの規定による利用料金に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理の業務の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

(その他必要事項)

第 16 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 12 日規則第 124 号)

この規則は、平成 15 年 12 月 13 日から施行する。ただし、第 1 条の次に 9 条を加える改正規定(第 7 条から第 10 条までに係る部分に限る。)は、平成 16 年 5 月 20 日から施行する。

市長記者会見
《配布資料》
川崎シンフォニーホール債の発行について

市債の個人消化・公募化を通じた資金調達手法の多様化、市民の市政への参画意識の高揚を図るとともにシティセールスの一環として、川崎駅西口市民文化施設事業を対象とした住民参加型ミニ市場公募債¹⁴「川崎シンフォニーホール債」20億円（5年満期一括償還）を、11月中旬に市民を中心に募集し、施設取得に合わせて12月初旬に発行します。引受シンジケート団の組成に当たっては、新たに主幹事を選定するため、プロポーザル方式を導入しました。今後も、市民にとって分かりやすく、積極的な参加を募るのに相応しい事業を選定することにより、継続して発行していきます。

1 発行趣旨

- ◆従来の機関投資家向け中心でなく、個人向けの市債を発行することにより、市民に新しい資金の運用先を提供し、市債を市民に身近なものとしします。
- ◆市民が市債の購入を通じて資金の供給者となることにより、対象事業への関心を高めてもらうとともに、川崎市の「うるおいのある快適で安心な都市づくり」の基本理念に対する理解と市政参画意欲の高揚を図ることを全面に押し出して販売します。

2 愛称「川崎シンフォニーホール債」

- ◆券面に愛称をつけることにより、対象事業への参加意識の高揚を図ります。
- ◆シティセールスや対象事業のPRの一環として、ミュージアム川崎シンフォニーホールを内外に発信していきます。

3 対象事業

川崎駅西口市民文化施設事業（総事業費 20,507,753 千円）

財源内訳（財源計画）

地域総合整備事業債 15,183,000 千円 （うちミニ公募債 2,000,000 千円）	一般財源等 5,324,753 千円
---	-----------------------

4 購入対象者川崎市及び神奈川県、東京都内に在住または在勤の個人

- ◆今までの発行事例では発行団体の行政区域内としていますが、市内在住または在勤の方への販売を中心としながらも、広く川崎に関心を持つ個人投資家に販売することにより「音楽のまち・かわさき」ファンの取り込みを図る観点から、販売地域を市内から近隣地域まで拡大します。
- 引受金融機関には50%以上の川崎市民への販売を義務付けることとします。

5 購入限度額一人当たり500万円まで（購入単位は、1万円から1万円単位）

- ◆少しでも多くの市民に対して公平に購入機会を与えるとともに、本債券を広報媒体としてとらえ、川崎市のイメージアップ戦略、シティセールスのツールとして有効に活用する主旨から購入限度額を設定します。

6 特典

- ◆10万円以上の購入者の中からミュージアム川崎シンフォニーホール・開館記念シリーズコンサート（来年8月から9月頃の公演を予定）に、抽選で100名を招待します。
- ◆申し込みは、購入した取扱金融機関で受け付けます（1人1回に限る）。

7 販売体制（主幹事制の導入）

- ◆引受シンジケート団の組成に当たっては、新たに主幹事制¹⁵を導入し、プロポーザル方式により主幹事を選定を行ないました。

¹⁴住民参加型ミニ市場公募債とは平成14年度から地方債計画において創設されたものですが、これに先行して、群馬県において平成14年3月に初めて発行されました。地方債計画の資金区分上は「市場公募債」に含まれます。ミニ市場公募債の意義は、これを発行することにより、地方債の個人消化及び公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図ることにあります。

¹⁵主幹事制とは債券発行に際して、発行体が主幹事となる金融機関を選定し、債券発行に関する事務全般を取りまとめさせる方式です。主幹

資料 5

8 発行スケジュール

2003年10月1日(水)	引受主幹事選定プロポーザル(個別ヒアリング)実施	
10月7日(火)	引受主幹事決定、シンジケート団組成	
10月17日(金)	プレスリリース(概要をアナウンス)	
広報活動展開		
10月29日(水)	金融機関でポスター店頭掲示・リーフレット配布	
11月1日(土)	市政だより11月1日号・アゼリアビジョン	
11月11日(火)	利率条件決定・プレス発表	←利付国債条件発表
11月12日(水)～ 11月25日(火)	募 集 期 間	
12月4日(木)	発行・払込	全国型市場公募債(5年)募集開始
12月中旬	ホール引渡し・取得式典	

住民参加型ミニ市場公募債

川崎シンフォニーホール債の発行概要

■ 愛称 川崎シンフォニーホール債	■ 購入対象者 川崎市及び神奈川県、東京都内に在住または在勤の個人
■ 対象事業 川崎駅西口市民文化施設事業	■ 購入限度額 一人当たり500万円まで(購入単位は、1万円から1万円単位)
■ 発行額 20億円	■ 券種 1万円、10万円及び100万円
■ 償還年限 5年(満期一括償還)	■ 条件決定日 11月11日(火)の17時
■ 利払日 毎年6月・12月の4日(年2回の利払)	■ 募集期間 11月12日(水)～11月25日(火)
■ 償還日 平成20年12月4日(木)	■ 発行日 12月4日(木)
■ 発行価格 額面100円につき100円	■ 受託銀行(登録機関) 株式会社横浜銀行
■ 利率・利回り 11月入札の5年利付国債の応募者利回りを参考に決定し、11月12日(水)に発表します。	■ 販売団 横浜銀行、川崎信用金庫、野村證券 日興コーディアル証券、大和証券、新光証券 みずほインバスターズ証券、三菱証券 UFJつばさ証券
■ 特典 10万円以上の購入者の中からミュゼ川崎シンフォニーホール・開館記念シリーズコンサート(来年8月から9月頃の公演を予定)に抽選で100名を招待します。申し込みは、購入した金融機関で受け付けます。(1人1回に限る。)	

問合せ先：財政局財政部資金課
電話044-200-2182

事の選定に当たっては、プロポーザルを行なうことにより、一定の競争性を導入することが可能となります。主幹事は、債券の引き受け・販売にあたり中心的な役割を果たし、自らシンジケート団(販売団)を組成し、投資家への販売に責任を負うことになります。

西口文化ホールにおける東京交響楽団との
フランチャイズ提携について

平成 14 年 11 月 25 日、川崎市と財団法人東京交響楽団は、音楽文化の発展、向上をめざし、それぞれの持つ文化資源や音楽技術等を互いに提供し合い、川崎市を個性と魅力にあふれた「音楽のまち」に築きあげていくため、将来にわたり協力し合うことを合意しました。

その目的を達成するため、川崎市と東京交響楽団は、川崎市が平成 16 年 7 月オープン予定の（仮称）川崎駅西口文化ホールを拠点に、オーケストラのフランチャイズ制に関わる提携を行い、川崎市民はもとより、内外の多くの人々に音楽を通して、様々な交流・交歓や感動を与えることができるよう、以下の項目について、互いに努力を積み重ね、誠実に対応することとします。

- 1 川崎市と東京交響楽団は、お互いに補佐・連携しあいながら、川崎市はもとより世界の音楽文化の向上、発展に向けた土壌づくりを共に協力し合いながら進めていきます。
- 2 川崎市は、東京交響楽団をフランチャイズオーケストラとして位置付け、ホールを核に川崎市の音楽文化の発展、向上をめざすとともに、フランチャイズオーケストラにふさわしい条件の整備に努めます。
- 3 東京交響楽団は、ホールを拠点に自らの持つ国際性、芸術性を通して、ホールが音楽を中心とした多彩な文化交流の場となり、川崎から世界に新しい文化を創造・発信できる場となるよう協力します。
- 4 東京交響楽団は、プロオーケストラとしての経験に基づき、ホールの管理及び運用に関して、専門的なアドバイス、協力を行います。
- 5 東京交響楽団は、前項に掲げられた条件等を基に、ホールを楽団の本拠地と定め、「日本と世界に向けて」1 順の名を発信し、文化都市としての川崎のイメージをアピールする」をテーマに、以下のような定期演奏会、特別演奏会を実施します。
 - (1) 東京交響楽団主催公演 年 6 回程度
 - (2) ホール・東京交響楽団共催公演 年 10 回程度（名曲コンサート、ファミリーコンサート等）
 - (3) 巡回公演 オーケストラとしての公演 年 2 回程度
小編成のアンサンブル公演 年 15 回程度（市内の老人ホーム、病院、区役所ロビー等）
 - (4) 教育事業の実施 教育委員会と連携し、義務教育の課程で東京交響楽団の演奏等に触れられる鑑賞、体験の機会を創ります。
この他、リハーサルの一部公開、小中高校へ楽団員を派遣したワークショップの開催、音楽教養講座の開催、楽器指導、アマチュアオーケストラ・合唱団の育成等を教育委員会と連携して実施します。
 - (5) 国際交流事業 ザルツブルグ市等の川崎市の姉妹・友好都市との交流、各国の著名オーケストラとの交換公演を、互いに協力し合いながら実施します。
 - (6) 市の行事等への参加 川崎市は、市等が開催する行事・催し等の場において東京交響楽団を活用し、東京交響楽団は、これに積極的に参加します。

上記の項目を中心に東京交響楽団は、「市民に親しまれ、社会に貢献するオーケストラ」となるよう、音楽を通して「教育・福祉・医療・国際交流」等の分野に積極的に取り組み、川崎市は、これらの実現に向けて誠実に対応します。